



厚生労働省発基労0218第2号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

平成22年2月18日

厚生労働大臣 長妻 昭

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 業務上の疾病の範囲の改正

一 労働基準法施行規則別表第一の二第三号4を、電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害とすること。

二 労働基準法施行規則別表第一の二に規定する業務上の疾病の範囲に、次に掲げる疾病を追加するものとする。

- (一) 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- (二) 塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がん
- (三) 電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- (四) 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病

(五) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及

び行動の障害又はこれに付随する疾病

三 労働基準法施行規則別表第一の二第六号1に規定する業務に、介護の業務を追加するものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。